

業務委託仕様書

1 業務名

企業と地域の継続的関係構築に向けた仕組みづくり等業務

2 業務目的

市内には多くの企業等が立地し、多くの方々が日中の大半を企業等の所在する地域で過ごしているにもかかわらず、勤務先地域との接点は必ずしも多くなく、地域活動に関心があっても、地域との関わりを持ちづらい状況があることを踏まえ、企業が地域活動へ関わるきっかけの創出を通じて、企業と地域との自発的かつ継続的な連携の形成を目指す。

3 契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

4 業務内容

受託事業者は、企業と地域との自発的かつ継続的な連携創出を目指し、以下の業務を行うこと。なお、本業務は、おおむね3年間で段階的な仕組みの構築から実装までを想定しており、本年度は、その初年度として、企業と地域との関係形成に向けた仕組み（スキーム、運用フロー、必要機能等）の企画・実証・改善案の作成を行うものである。

このため、本業務においては、単なる企業情報収集や機械的なマッチング手法の提案にとどまらず、「企業が地域活動へ入りやすくなる」「地域が企業を受け入れやすくなる」ための実践的な仕組みづくりを重視し、特に、企業及び地域双方に対し、「地域活動が企業活動にどのような価値を持ち得るか」「企業との連携が地域にどのような可能性をもたらすか」等を整理・翻訳するなど、双方が協働による地域活動の価値を認識し、継続的な関係形成につながる仕組みを構築することを目指す。

また、本仕組みの実装に当たっては、再現可能な制度設計・運用設計を意識するとともに、本市に配置するまちづくり協働コーディネーター（2名。以下「コーディネーター」という。）が、仕組みの一角を担う設計とすると共に、コーディネーターを可能な限り企業の抽出等の現場に同行させるなど、意見の共有を図ること。

※ 次年度以降の業務委託については、予算成立等を前提とするものであり、本記載は将来の事業実施及び内容等を保証するものではない。なお、次年度以降については、本年度の成果や課題等を踏まえ、構築制度の検証・拡充・発展を検討している。

(1)（業務内容1）企業と地域との継続的な関係形成に向けた仕組み（素案）の構築

受託事業者は、以下に記載の主なポイントを踏まえ、企業が地域との関わりに対して理解や関心を持ち、企業が地域活動へ「入りやすくなる」「入りたくなる」ための実践的な仕組み（素案）を構築すること。なお、構築する仕組みに応じて、必要なツール（例：企業確認票、ヒアリングシート、企業カード、マッチングフロー）についても整理・作成すること。

（仕組み構築に当たって主なポイント）

- ・企業側にとっての参加メリット

- ・企業の具体的な関わり方
- ・企業における活動成果や効果の可視化
- ・企業及び地域双方の意向を相手方メリットへ調整・翻訳する仕組み
- ・継続的關係形成につながる動機設計
- ・持続可能な運用方法

(2) (業務内容2) “地域とつながる企業” の抽出及び整理

受託事業者は、提案した仕組み（素案）の実証に向け、「地域と関わりたい意向がありながら関わる機会を持っていない企業」や、「地域との新たな関わりに意欲を持つ企業」について、以下の2段階で収集・整理を行うこと。

ア 地域活動を行う意向等を有すると想定される企業群の抽出・整理（50～100社程度）等

(ア) 地域活動を行う意向等を有すると想定される企業群の抽出

受託事業者のネットワークや知見等を活用し、企業の規模や業種等にかかわらず、地域と関わりたい意向がありながら関わる機会を持っていない企業等について、企業規模、業種、地域性等の多様性に配慮するとともに、特定企業への利益誘導とならないよう、公平性に留意し抽出すること。

抽出に当たっては、受託事業者の考える、地域との親和性や参加可能性の判断基準を踏まえ、抽出した各企業における地域と関わることへの期待値がわかるようにすること。なお、この段階においては、各企業の地域活動への具体的意向や参画意思が確認されていることは求めない。

(イ) 企業群の情報整理

(1)において整理した仕組みにつながる情報設計となるよう、単に企業情報や参加可能性のみが確認できる仕様とするのではなく、企業情報として把握・整理すべき項目（例：企業ごとの参加動機や活動への期待、参画又は継続活動条件、活動可能範囲のほか、企業が参加しやすい地域活動等）を検討し、本市の確認を得たうえで整理すること。

イ 地域活動を行う意向等を有する企業の抽出・整理等

(ア) 地域活動を行う意向等を有する企業の抽出・整理

アで抽出した企業群の中から、ヒアリング、その他受託事業者が考える適切な手法を通じ、地域との新たな関わりに意欲を有する企業について、可能な限り各区・支所ごとに2社程度を目安に、複数社抽出すること。

抽出に当たっては、企業の業種、規模、地域性等にも配慮しながら、多様な企業との接点形成に努めること。

また、本市から対象企業の追加があった場合は、当該追加企業についてもヒアリング等を同様に行い、意欲等を確認すること。

(イ) リスク確認の考え方の提案

(ア)に記載の企業の抽出に当たって、地域へ紹介することを前提とし、反社会的勢力排除、法令遵守状況等、一定のリスク確認の考え方について整理すること。

(3) (業務内容3) 企業と地域の関係形成実証活動支援

「(2)イ(ア)」で抽出・整理した企業に対する地域候補（本市が選定）とのマッチングに向けた調整支援及び実証活動に係る伴走支援を行うこと。なお、本業務における

マッチングは、単なる活動実施を目的とするものではなく、企業及び地域双方における、継続的な関係形成に向けた可能性や課題を把握し、仕組み（素案）の構築につなげるための実証的取組として実施するものである。

ア 地域候補との調整支援

本市が提示する地域候補に対し、地域側への説明、意向確認、条件整理等に係る支援を行うこと。なお、地域との調整に当たっては、単に企業情報を共有するのみではなく、必要な整理資料（例：企業カード、活動説明資料 等）について提案・作成し、地域側へ適切に共有できるようにすること。さらに、企業側への説明に当たっては、以下のポイント（例）を参考に共有資料を提案・作成し、適切に共有できるようにすること。

（共有資料のポイント（例））

- ・地域側が期待すること
- ・地域側の不安や懸念
- ・受入れ可能な関わり方
- ・地域特性や既存活動との関係性

イ 企業・地域双方との条件整理支援（2件以上を想定）

地域がマッチングに合意した後、企業及び地域双方との面談等を通じ、活動内容、役割分担、活動条件等について調整支援を行うこと。なお、調整に当たっては、企業及び地域双方にとって無理のない関係形成となるよう留意するとともに、継続的な関係形成につながる条件や要素についても整理すること。

また、条件整理に当たって必要となる資料等のテンプレートについて提案することとし、本市と協議のうえ作成すること。

ウ 実証活動に係る伴走支援・課題分析・仕組みの見直し

マッチング成立後の実証活動について、企業及び地域双方への伴走支援補助を行うこと。支援後、以下のポイントを踏まえた整理・分析を行い、仕組みの設計・運用の改善案を作成すること（改前後の全体像の作成も含む）。

（整理分析のポイント）

- ・活動実施上の課題（企業側ニーズや参加障壁の有無等）
- ・地域側の受け入れ課題、地域側のオファー時に必要な要素
- ・コーディネート上の課題
- ・企業及び地域双方の満足度
- ・行政支援の必要性
- ・その他運用上の課題

5 実施体制

- ・受託事業者は、企業情報の抽出に加え、現場観察・分析が可能な体制を有するものとし（企業ヒアリング等、情報収集に必要な手段の履行に必要な体制を含む）、総括責任者を明らかにすること。また、実証活動をする案件毎に責任者を配置すること。
- ・コーディネート、地域連携、事業設計等の知見を有する人材を配置すること。

6 再委託の禁止

受託事業者は、この契約に係る義務の履行を第三者に委託し、この契約に係る権利を譲渡し、又はこの契約に係る義務を第三者に継承させてはならない。ただし、業務の一部について、あらかじめ書面により、その者の商号又は名称その他必要な事項を文書で京都市に通知し、京都市が認めた場合はこの限りではない。

7 プロポーザル参加者間における下請負等の禁止

受託候補者に対し、受託候補者以外の者（参加申込書提出後に参加を辞退した者を含む。）が、契約の履行に必要な役務等を供給することを禁止する。

ただし、受託事業者が、第三者を経由して受託事業者以外の者から契約の履行に必要な役務等を調達したとき及び特許権その他の排他的権利に係る物件の調達その他のやむを得ない事由により、受託事業者以外の者から契約の履行に必要な物件又は役務の一部を調達する必要があるためあらかじめ文書による本市の承諾を得たときを除く。

8 業務完了報告

本業務が完了したときは、「4 業務内容」に記載の内容が詳細にわかる形で作成された業務完了報告書並びに経費内訳書を直ちに京都市に提出すること。本市における報告書の確認において、不備が確認された場合は、受託事業者は速やかに通知するとともに、受託事業者は、速やかに修補しなければならない。修補の期限及び修補完了の検査については本市の指示に従うこと。また、これに要する経費は受託事業者の負担とする。

9 業務委託料の支払い

業務完了報告書に対する本市における確認が完了したのちに業務委託料を支払うものとする。

10 その他注意事項

(1) 協議事項

契約締結後、業務遂行に際し、疑義が生じた場合及び本仕様書に定めのない事項については、京都市と協議し、その指示に従うこと。また、本仕様書の内容を変更する必要がある場合も同様とする。

(2) 個人情報の保護等

受託事業者が本業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他の法令に基づき、漏えい、改ざん、滅失及びき損等がないよう取扱いに十分注意し、適正に管理すること。また、受託事業者は、契約期間中および契約期間後において、本業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(3) 善管注意義務

本業務により得られた成果物及び資料、情報等は、本市の許可なく公表、貸与、使用、複写、漏洩をしてはならない。

(4) 著作権の帰属

本業務において受託事業者が企画したコンテンツの著作権は本市に帰属するものとする。

(5) 妨害又は不当要求に対する通報義務

受託事業者は、契約の履行にあたって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報しなければならない。なお、通報がない場合は、入札参加資格を停止することがある。